

平成29年  
第2回日の出町  
農業委員会議事録

日の出町農業委員会

## 農業委員会第2回総会日程

平成29年2月27日  
役場全員協議会室

### 1. 開 会

### 2. 諸報告

### 3. 議事録署名委員の指名

### 4. 議 事

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 日の出町農業委員会会長専決規程第4条による報告について

### 5. 閉 会

平成29年第2回日の出町農業委員会総会

平成29年2月27日  
役場全員協議会室

議席	氏名	議席	氏名
1	土澤孝一君	9	原島克佳君
2	北島清司君	10	和田勝君
3	山崎茂樹君	11	野口隆昭君
5	清水和夫君	12	関石啓之君
6	関根進君	13	小川昌夫君
7	矢治一俊君	14	辻本泰啓君
8	木住野佑治君	15	神田功君

事務局職員

事務局長 小森公夫  
事務局次長 小池康夫  
事務局 宮下貴裕

事務局長 皆さんこんにちは。定刻少し前ではありますが、皆様おそろいなので、ただいまから平成29年第2回、日の出町農業委員会総会を開会いたします。まず、はじめに神田会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 皆さんこんにちは。第2回の農業委員会総会を開催したところ全員の出席をいただき、開催いたします。大変ありがとうございます。本日の審議もよろしくをお願いします。どうもありがとうございました。

事務局長 ありがとうございます。続きまして日程3議事録署名委員の指名及び日程4の議事進行を会長よりお願いいたします。

会 長 それでは、3. 議事録署名員の指名をさせていただきます。5番 清水委員、6番 関根委員にお願いいたします。  
それでは、4. 議事に入らせていただきます。  
(1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局の朗読及び説明をお願いいたします。

事務局 (農地法第3条の規定による許可申請について朗読および説明)

会 長 朗読及び説明が終わりました。  
地区担当は・委員です。申請地を確認していただいております。説明をお願いいたします。

委 員 はい、説明させていただきます。農地法第3条による許可申請ということで、2月23日の午前中に事務局と現地を見させていただきました。現地は地図に載っている通りの場所で、・自治会館の南側の道の段下のところになります。場所としては市街化区域でございます。ただ、道路から7メートルか8メートルくらい下がっているところでございます。その場所が先ほど事務局から説明があったように・の共有地となっております。平成15年の3月に現在の3名の方の名義になったのですが、今回、・さんが片方の農地を耕作しているということ。

現場を見させていただいたんですが、大変きれいに耕作されております。現在では葉物が二列ぐらい植わっているんですが、それ以外もきれいに耕作されておまして、ジャガイモでも植えるのではないかなという現状でありました。

また、・さんの他の土地も事務局と現場確認をさせていただきました。近くに栗林がございます。そこもきれいに下草が刈られて管理されております。また、・に大きな約2000㎡ぐらいの畑があるのですが、そこも見させていただきました。こちらの方では、ジャガイモとかサトイモを作

っていらっしゃるそうなんですけども、きれいに下草刈りも行われておりました。何かビニール袋みたいなものがたくさん置いてあって、あれっと思ったのですが、よくみたら木の葉がたくさん入れてありまして、そのようなビニール袋がたくさん置いてありました。それをこれから土地にまいて肥やしになさると見受けられました。きれいに耕作されております。先ほど事務局から説明がありました通り、共有地を・さんが今まで耕作を委託されておりまして、その・さんが譲り受けるということで形としては、きれいな形になるのではないかなと思います。許可申請は妥当ではないかなと私は思いますが、皆様のご審議お願いいたします。

会 長           ・委員及び事務局の説明が終わりました。委員さん方、意見、質問がございましたらお願いいたします。

意見、質問がないようですので、(1) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について処理いたします。許可として、よろしい委員さんは、挙手をお願いいたします。

挙手多数ですので、本案件は、許可いたします。続きまして、(2) 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の朗読をお願いいたします。

事務局           (農地法第3条の規定による許可申請について朗読及び説明)

会 長           朗読及び説明が終わりました。  
地区担当は・委員です。申請地を確認していただいております。説明をお願いいたします。

委 員           議案第2号の公図を見ていただければわかりやすいと思います。・番のところですね。右二つは従来、・さんが耕作を依頼されていた場所で、枝番のところは・さんが耕作をしていたというところがございます。現状を見させていただきまして、若干下草はあるんですけども、一度耕耘機を入れれば、すぐに作付けできる畑になっていると思います。

また、・さんの方は、女性の名前、お母さんの名前になっておりますが、・、お父さんがかなりやっていたんですが、お母さんの名前で申請させていただいているのですけども、実はお母さんの前の土地に、前回の総会の時に出たと思いますが、息子さん、・なのですが、息子さんのお家を新しく建てられまして、お母さんと同一の敷地の中に住んでおります。その息子さんも、耕作をなさるといってお話を聞いております。

現状、・さんの畑を見させていただきました。自宅のすぐそばにかなり大きな畑が会館のちょっと南側の西側になるのですけども、畑が二面ございま

す。それ以外に皆さんご存知の観光でやっていらっしゃるたけのこ狩りで、・の頂上の方に大きな畑と山林を保有していらっしゃいます。事務局と・神社の上まで登ってみてまいりました。竹林の方は、休憩場所も作ってありまして、かなり観光を誘致できるのではないかと思います。竹林の前にこちらはかなり大きい、2000㎡ぐらいの大きな畑がございます。山の頂上に。こちらかなり日当たりもよく、きれいに管理されておりまして、まるで桃源郷のような感じで、きれいに耕作されておりまして、まあ、一部分はイノシシさんが耕作してくれる場所もあるみたいですが、全体的にきれいに耕作されておりまして、手をかけているというのが十分わかる場所でございます。青物も植わってありました。たぶん、お母様がやっていらっしゃるのだなと思います。これだけ耕作されているのであれば、十分にお任せしても大丈夫かという感じを受けました。先ほどの・さんと同じような理由で、所有者が・さんになるのできれいな形になるので、いいかなと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長 ・委員及び事務局の説明が終わりました。委員さん方、意見、質問がございましたらお願いいたします。

委 員 質問なのですが、・さんは何歳なのでしょうか。

委 員 ・さん、・歳です。

会 長 労働力というのは、・さんと？

委 員 ・さん、・さんの息子さんが、今お歳が・労働力といたしましては、・さん・歳が約220日間、・さん、旦那さんが、50日間、・さんって方が、・で・歳なのですが、この方が100日間ぐらいはできるということで申請を受けております。

会 長 わかりました。その他に。

意見、質問がないようですので、(2)議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について処理いたします。許可として、よろしい委員さんは、挙手をお願いいたします。

挙手多数ですので、本案件は、許可いたします。続きまして、(3)日の出町農業委員会会長専決規程第4条による報告について、事務局の朗読をお願いいたします。

事務局 (専決処理報告、農地法第5条届出4件 朗読及び説明)

会 長 朗読が終わりました。

只今の報告につきまして、意見、質問がございますか。

会 長            はい、・委員。

委 員            報告第3号なのですが、こちらのところに書いてある転用目的が敷地の  
拡張となっておりますが、農地転用上は住宅用地となるのか、畑になるのか、  
どういう形で譲渡されるのでしょうか。

事務局           回答いたします。農地法上、今回の譲受人であります・さんにつきましては  
は、農業者ではございませんので、畑を畑として当該土地を入手することは  
できませんので、住宅用地として5条の転用届を出されて取得するというこ  
とになります。

委 員            わかりました。ありがとうございます。

会 長            意見、質問がないようですので、(2)日の出町農業委員会会長専決規程第  
4条による報告とさせていただきます。以上をもちまして、本総会の日程は  
終了いたしました。

署名

議長 \_\_\_\_\_

5番 \_\_\_\_\_

6番 \_\_\_\_\_